

評議員・理事等に関する手当及び旅費支給細則

(目的)

第 1 条 本細則は、社会福祉法人三和会の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員に対する手当及び旅費について定める。

(手当)

第 2 条 評議委員会、理事会、監事監査及び評議員選任・解任委員会に出席した評議員、理事、監事及び委員に対して、1 回につき 10,000 円（源泉徴収後金額）を支給する。

2 但し、次の各号に該当する場合は支給しないことがある。

- (1) 理事、評議員選任・解任委員が当法人職員であり、法人からの賃金との併給となる場合
- (2) 決議が書面にて行なわれた場合
- (3) 対象者が辞退を申し出た場合

(旅費)

第 3 条 評議委員会、理事会、監事監査及び評議員選任・解任委員会に出席した評議員、理事、監事及び委員に対して、公共交通機関等の実費或いは実費相当額を支給する。

2 但し、次の各号に該当する場合は支給しないことがある。

- (1) 理事、評議員選任・解任委員が当法人職員である場合
- (2) 対象者が辞退を申し出た場合

(改定)

第 4 条 本細則の改定は理事会において行なうものとする。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。